

新転換特約目次

(2019年4月改定)

第1条 特約の適用	第9条 転換後契約の継続取扱
第2条 転換日	第10条 医療保険契約との同時締結に関する特則
第3条 転換価格	第11条 転換前契約に付加された社員配当金特殊支払特則による賃増保険の取扱
第4条 貸付による転換後契約の第1回保険料充当	第12条 転換前契約が平成28年4月1日以前に締結された特約組立型総合保険の場合の取扱
第5条 転換後契約の保険料	第13条 転換前契約が5年ごと配当付介護保障定期保険の場合の取扱
第6条 転換後契約の払戻金等	
第7条 保険料の自動貸付および保険契約に対する貸付の特別取扱	
第8条 転換後契約の契約内容の変更	

新転換特約

(特約の適用)

第1条 この特約は、すでに締結されている所定の条件を満たす保険契約（これに付加されている特約を含みます。以下「転換前契約」といいます。）を、会社の承諾を得て新たな保険契約（特約を含みます。以下「転換後契約」といいます。）に転換する場合に適用します。

(転換日)

第2条 転換日は、転換後契約の契約日とします。

2 転換前契約に対する保険契約上の責任は、転換後契約に対する保険契約上の責任開始と同時に終了します。

(転換価格)

第3条 会社は、転換日に、転換前契約の転換価格を転換後契約に移管します。

2 前項の転換価格は、次の各号の金額の合計額とします。ただし、保険料の自動貸付または保険契約に対する貸付が行なわれている場合にはその元利合計額を、第4条（貸付による転換後契約の第1回保険料充当）第1項の規定により保険契約者（以下「契約者」といいます。）に貸付を行なう金額がある場合にはその金額を差し引いた金額とします。

(1) 責任準備金

(2) 会社の定める方法により計算した社員配当金（会社に積み立てられた社員配当金の元利合計額を含みます。）

(3) 保険料の前納または一括払が行なわれている場合はその残額

(4) その他会社に積み立てられた金額の元利合計額

(貸付による転換後契約の第1回保険料充当)

第4条 会社は、転換の際に、契約者の申出があり、かつ、転換後契約が会社の定める条件を満たすときは、前条第2項各号に定める転換前契約の責任準備金等を限度として、転換後契約の第1回保険料に相当する金額を貸し付け、転換後契約の第1回保険料（第1回保険料相当額を含みます。以下同じ。）の払込に充当します。この場合、申込または告知のいずれか遅い時に、転換後契約の第1回保険料が払い込まれたものとして取り扱います。

2 本条の貸付金の利息はありません。

3 会社は、本条の取扱により払い込まれた転換後契約の第1回保険料については、領収証を発行しません。

(転換後契約の保険料)

第5条 転換後契約の保険料は、転換時に定める期間（転換後契約について保険料が充当される期間で、以下「転換期間」といいます。）に限り、転換価格および転換期間に応じて会社の定める金額とします。

(転換後契約の払戻金等)

第6条 転換後契約が消滅した場合または転換後契約の保険料の払込が免除された場合は、転換期間に限り、転換後契約の普通保険約款（特約付の場合には特約条項を含みます。以下同じ。）に定める金額に、転換後の保険料を払い込んだ年月数によって計算した金額（以下「転換価格残額」といいます。）を加算した金額を契約者（保険金、年金、死亡給付金または責任準備金が支払われるときは、転換後契約の普通保険約款の規定によりその支払を受けるべき者）に支払います。

2 転換後契約の保険料の払込が免除されたことにより前項の転換価格残額を支払うべき場合で、転換後契約において保険料の自動貸付または保険契約に対する貸付が行なわれているときは、その元利合計額を転換価格残額から差し引きます。ただし、転換価格残額が元利合計額に不足するときは、転換価格残額を元利合計額の一部返済に充当します。

3 転換後契約が延長保険または払済保険（払済年金保険を含みます。）に変更された場合は、転換期間に限り、転換後契約の普通保険約款に定める金額に転換価格残額を加算した金額を一時払保険料に充当します。

4 転換後契約において付加されている特約の消滅または型の変更により、前条に定める転換後契約の転換期間中の保険料が会社の定める金額を下回ることとなる場合には、会社の定める方法により計算した転換価格残額の一部を契約者に払い戻し、将来に向かって転換後契約の転換期間中の保険料を改めます。

(保険料の自動貸付および保険契約に対する貸付の特別取扱)

第7条 転換後契約の普通保険約款に定める保険料の自動貸付および保険契約に対する貸付は、転換期間に限り、当該普通保険約款に定める金額に転換価格残額を加算した金額（保険料の自動貸付または保険契約に対する貸付が行なわれている場合には、その元利金を差し引いた残額）の所定の範囲内で行ないます。

2 保険料の自動貸付および保険契約に対する貸付の元利合計額が、転換後契約の普通保険約款で規定する払戻金をこえた場合でも、転換期間に限り前項に定める金額をこえない間は、契約は効力を失わないものとします。

(転換後契約の契約内容の変更)

第8条 転換後契約の契約内容の変更は、転換後契約の普通保険約款の規定にかかわらず、会社の定める範囲内で取り扱います。

(転換後契約の継続取扱)

第9条 転換後契約について次の各号の事由が発生した場合には、会社は、それぞれ当該各号に定めるところにより取り扱います。

号	発生した事由	取扱の内容
(1)	被保険者が転換後契約の責任開始の日から起算して2年以内の自殺により死亡し、転換後契約の保険金、死亡給付金または収入保障年金の免責事由に該当した場合	転換前契約が転換により消滅しなかったものとした場合に転換前契約において支払われるべき死亡保険金額（死亡給付金額、死亡払戻金額および換算保障額を含み、以下「転換前契約の死亡保険金額」といいます。）の範囲内で、転換後契約の保険金、死亡給付金または収入保障年金を支払います。この場合、転換前契約の死亡保険金額をこえる部分については、責任準備金を契約者に支払います。
(2)	転換後契約の申込の際の告知義務違反により、転換後契約またはそのうちの付加されている特約が解除事由に該当した場合	次に定めるとおり取り扱います。 ア. 転換後契約またはそのうちの付加されている特約の解除は行ないません。ただし、転換後契約の保険金額、給付金額または年金額が、転換前契約におけるそれらに対応する金額をこえる部分については、解除を行ないます。 イ. 前アの規定にかかわらず、転換後契約に付加されている保険料払込免除特約については、転換前契約に保険料払込免除特約が付加されている場合に限り解除を行なわないものとします。
(3)	転換後契約の保険金、給付金もしくは年金の支払事由または保険料の払込免除事由（転換前契約の普通保険約款（転換前契約が保険料払込免除特約付の場合は、その特約条項を含みます。）に定める保険料の払込免除事由と同一の事由に限ります。）の原因が転換後契約の責任開始期前に生じていたために、転換後契約の保険金、給付金もしくは年金の支払または保険料の払込免除が行なわれない場合	それらの原因のうち転換前契約の責任開始期以後に生じていたものについては、転換後契約の責任開始期以後にそれが生じたものとみなして取り扱います。ただし、転換後契約の保険金額、給付金額または年金額が、転換前契約におけるそれらに対応する金額をこえる部分については、この限りではありません。
(4)	転換後契約に保険料払込免除特約が付加されている場合で、被保険者が転換後契約の責任開始の日から起算して90日以内に保険料払込免除特約の特約条項に定める乳房のがんに罹患し、医師により診断確定されたとき。	転換前契約に保険料払込免除特約が付加されている場合に限り、被保険者が転換後契約の責任開始の日から起算して90日経過後に当該乳房のがんに罹患し、医師により診断確定されたものとみなして取り扱います。

(医療保険契約との同時締結に関する特則)

第10条 この特則は、契約者および被保険者をそれぞれ転換後契約と同一とする次の各号に定める保険種類の保険契約（付加されている特約を含み、以下「医療保険契約」といいます。）が、転換後契約との一括申込により転換後契約と同時に締結される場合に適用します。

- (1) 医療保険(16)
- (2) 終身医療保険(16) [払戻金なし型]

- 2 第4条（貸付による転換後契約の第1回保険料充当）の規定中、「転換後契約」とあるのは「転換後契約および医療保険契約」と読み替えます。ただし、医療保険契約に積立保険特約が付加される場合には、「転換後契約および積立保険特約」（転換後契約に保険契約指定特約が付加され、医療保険契約が被指定契約として指定されるときは、「積立保険特約」と読み替えるものとします。
- 3 前条の適用については、転換後契約と医療保険契約をあわせて取り扱います。この場合、前条第2号および第3号に定める転換後契約の給付金額には、医療保険契約および医療保険契約に付加されている特約の給付金額を含めるものとします。
- 4 医療保険契約にがん特約(16)が付加されている場合、そのがん特約(16)の給付金額のうち転換前契約におけるそれらに対応する金額をこえない部分については、被保険者ががん特約(16)の責任開始の日から起算して90日以内にがん特約(16)の特約条項に定める乳房のがんと診断確定された場合でも、責任開始の日から起算して90日経過後に診断確定されたものとみなして取り扱います。
- 5 医療保険契約に移植医療特約(02)が付加されている場合、その移植医療特約(02)の特約基本保険金額のうち転換前契約に付加されている移植医療特約(02)の特約基本保険金額の合計額をこえない部分については、被保険者が特約の責任開始の日から起算して1年以内に移植医療特約(02)の別表1に定める骨髄幹細胞採取手術を受けた場合でも、責任開始の日から起算して1年を経過した日以後にその手術を受けたものとみなして取り扱います。

（転換前契約に付加された社員配当金特殊支払特則による買増保険の取扱）

第11条 転換後契約が特約組立型総合保険の場合で、転換前契約に社員配当金特殊支払特則による買増保険が付加されているときは、社員配当金特殊支払特則中の「基本保険が転換された場合」の規定は適用せず、その買増保険は転換前契約が転換されたときに消滅し、その責任準備金を第3条（転換価格）第2項第1号の責任準備金の一部として転換価格に含めるものとします。

（転換前契約が平成28年4月1日以前に締結された特約組立型総合保険の場合の取扱）

第12条 転換前契約が平成28年4月1日以前に締結された特約組立型総合保険の場合、その転換に際しての転換前契約における保険料の払戻および社員配当金の支払については、次の各号の規定によるものとします。

- (1) 転換前の特約組立型総合保険普通保険約款第12条（保険料の払戻）第2項の規定中、「契約者^{〔備考2〕}に払い戻します。」とあるのを「転換価格に充当します。」と読み替えます。
- (2) 転換前の特約組立型総合保険に対して、転換の直前の事業年度末に会社の定める方法で計算した社員配当金を割り当て、割り当てた社員配当金は転換価格に充当します。この場合、特約組立型総合保険普通保険約款第37条（社員配当金の割当および支払）第1項第5号の規定は適用しません。

（転換前契約が5年ごと配当付介護保障定期保険の場合の取扱）

第13条 転換前契約が5年ごと配当付介護保障定期保険の場合には、次の各号のとおり取り扱います。

- (1) 会社は、転換前の5年ごと配当付介護保障定期保険に対して、転換の直前の事業年度末に会社の定める方法で計算した社員配当金を割り当て、割り当てた社員配当金は転換価格に充当します。この場合、5年ごと配当付介護保障定期保険普通保険約款第19条（社員配当金の割当および支払）第1項第4号の規定は適用しません。
- (2) 転換前の5年ごと配当付介護保障定期保険普通保険約款第43条（年払契約・半年払契約の消滅時の取扱に関する特則）の適用にあたっては、同条第1項の規定中、「契約者（保険金、責任準備金または払戻金が支払われるときは、この約款の規定によりその支払を受けるべき者）に払い戻します。」とあるのを「転換価格に充当します。」と読み替えます。